

## 令和5年度文部科学省税制改正要望事項

令和4年8月

## 1. 教育、科学技術イノベーション関係

- |                 |   |        |
|-----------------|---|--------|
| (1)<br>延長<br>拡充 | 教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充<br>(金融庁との共同要望)              | 【贈与税】  |
| (2)<br>延長<br>拡充 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充<br>(経済産業省等との共同要望)          | 【法人税等】 |
| (3)<br>新設       | 日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）に基づく物品等の輸入に伴う税制上の所要の措置<br>(外務省との共同要望) | 【消費税等】 |

## 2. 文化関係

- |            |  |          |
|------------|--|----------|
| (1)<br>拡充等 | 博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等                           | 【固定資産税等】 |
| (2)<br>拡充  | 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充 | 【固定資産税等】 |

## 3. その他

- |     |  |        |
|-----|--|--------|
| (1) | 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置                                 | 【所得税等】 |
| (2) | 出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う税制上の所要の措置<br>(厚生労働省、財務省、総務省との共同要望)      | 【所得税等】 |
| (3) | 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長<br>(厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望) | 【法人税等】 |
| (4) | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置                        | 【法人税等】 |
| (5) | 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置                       | 【法人税等】 |
| (6) | 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置<br>(復興庁等との共同要望)                       | 【法人税等】 |

# 令和5年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

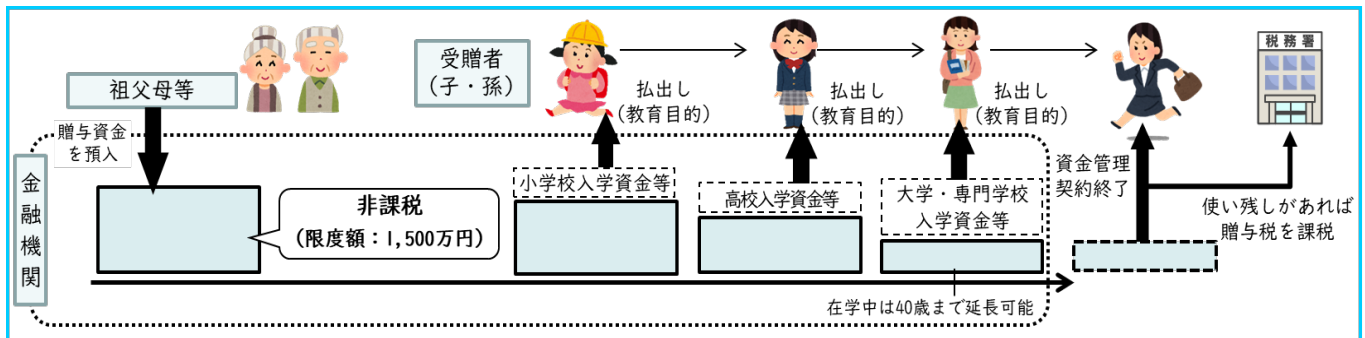
## 1. 教育、科学技術イノベーション関係

### (1) 教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望）【贈与税】

祖父母等から孫等に対して一括贈与された教育資金の贈与税の非課税措置について、適用期限を2年間延長するとともに以下の拡充について要望する。

- ① 現行の非課税上限額1,500万円を2,000万円まで引き上げるとともに、1,500万円を超える分の贈与額については、その5%以上の額を学校法人・公益法人等に別途寄附したことを条件に利用可能とする。
- ② 拠出後の資金の運用を促進するため、運用を目的外使用として損益に課税する現行の取扱を変更し、一定の投資商品に係る運用損失については非課税とする。あわせて、拠出後の資金から学校法人・公益法人等へ寄附することについても非課税とする。
- ③ 非課税の対象となる教育費について、23歳以上の受贈者に関し、現行制度は教育訓練給付金の支給対象となる「講座」が非課税となっているところ、同給付金の支給対象となりうる「資格・検定」についても非課税とする。

#### <現行制度概要>

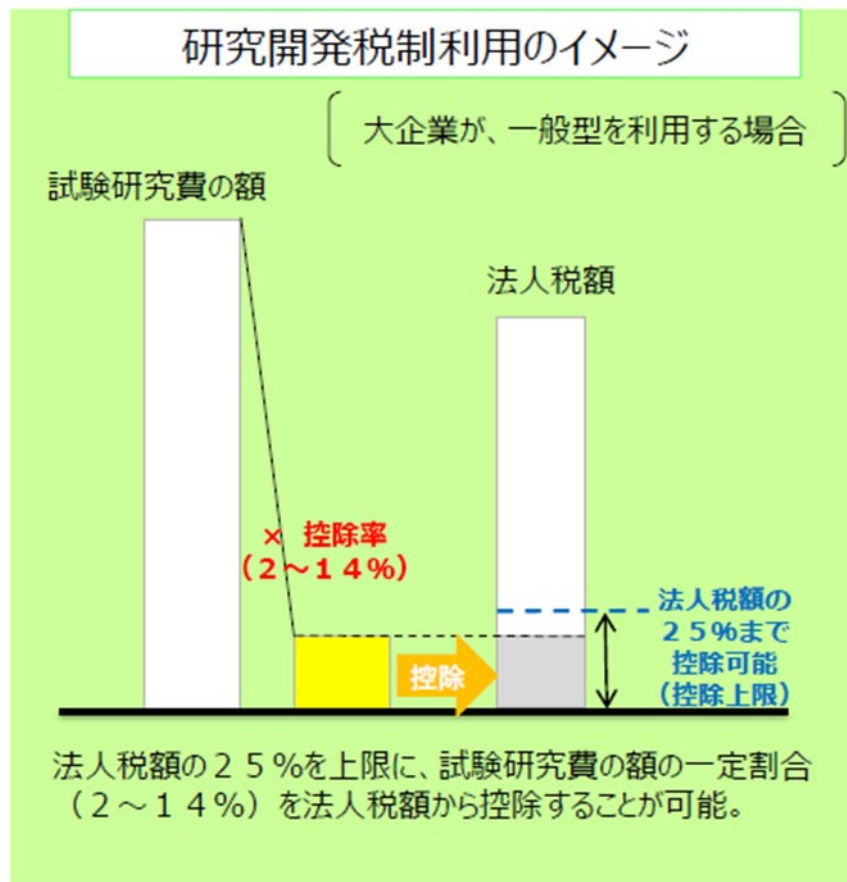
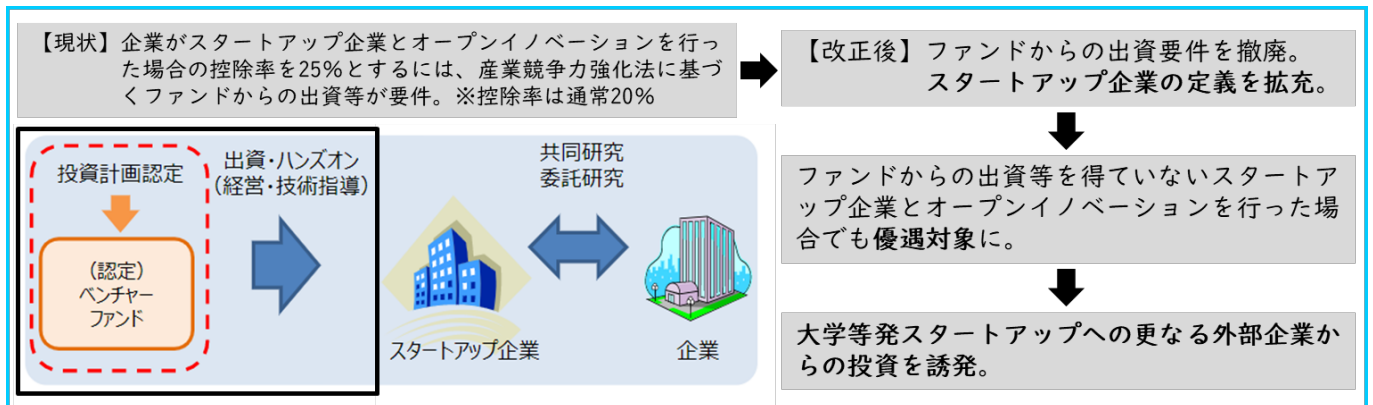


#### <背景・現状>

- ・年間約1万件の新規の信託契約、累計で約25万件、信託設定額約1兆9千億円（うち引出額は約8千億円）の実績。今なお強いニーズがあり、教育投資や経済活性化に寄与。
- ・私学への進学や留学等により学習費総額が、現行の1,500万円の上限を超えるケースも存在。

## (2) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充（経済産業省等（※）との共同要望）【法人税等】

※「等」は、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、及び防衛省及び復興庁  
 民間の研究開発投資に対し、メリハリの効いたインセンティブを提供するとともに、大学等発  
 スタートアップ企業を相手とする外部企業のオープンイノベーションを促進するため、オープンイノベーション型の相手方となるスタートアップ企業の定義を拡充する。



※スタートアップ企業を相手方としたオープンイノベーション型の控除率は通常20%

**(3) 日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）に基づく物品等の輸入に伴う税制上の所要の措置（外務省との共同要望）【消費税等】**

日米政府間で交渉中の日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称。2023年の締結を目指す。）の免税規定を担保すべく、日米宇宙協力に必要な物品等の輸入の際に発生する消費税等の非課税に係る税制上の所要の措置を講じる。

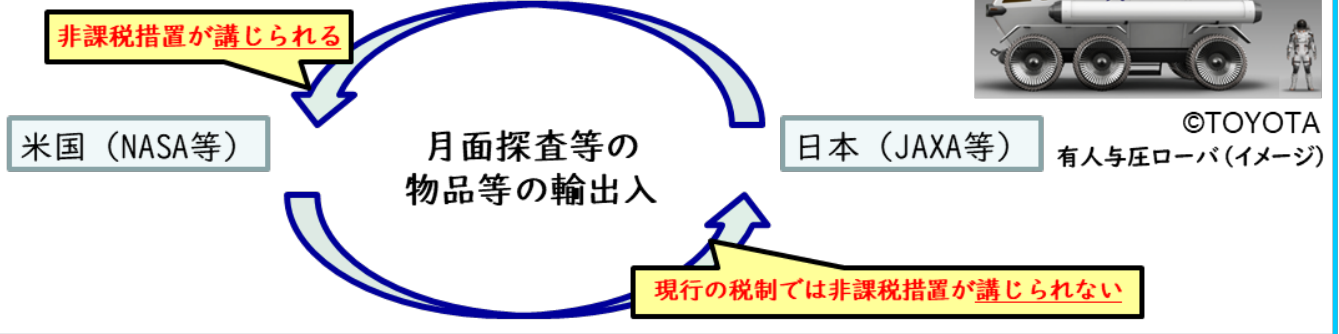
**日米宇宙枠組協定（仮称）における非課税規定**

(概要)

・各締約国は、税関当局が徴収する税の免除を確保する。



©TOYOTA  
有人与圧ローバ(イメージ)



## 2. 文化関係

### (1) 博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等【固定資産税等】

博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)による博物館制度の見直しを踏まえ、

- ・これまで認められていた地方税法上の優遇措置を継続するとともに、
- ・民間の法人等が設置する登録博物館に対する固定資産税等の優遇措置を拡充する。

#### <固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について>

- 現行税制では、公益法人、宗教法人が設置する博物館に用いられる固定資産についてのみ非課税とされているが、所有の主体ではなく、当該資産の使用目的に照らして非課税措置が講じられている地方税法の趣旨を踏まえれば、登録博物館のうち公益性に係る一定の基準を満たした博物館（公益法人、宗教法人立以外の博物館）についても、対象範囲を拡大することが妥当。

#### <事業所税について>

- 現行制度上の登録博物館が、公益性を有する施設として、設置主体を限定されずに事業所税の用途非課税の対象とされていることを鑑みると、法改正による新たな登録基準を満たした登録博物館（一般・公益法人、宗教法人以外の博物館）についても、対象範囲を拡大することが妥当。

### (2) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税については、令和4年度末まで軽減措置（課税標準2分の1）が講じられているところ、本措置の恒久化を図る。

公益法人が所有・取得する重要無形文化財である伝統芸能の公演のための専用施設に係る固定資産税等の軽減措置（課税標準2分の1）

- 固定資産税 ■ 都市計画税
- 不動産取得税

伝統芸能の公演施設を有する公益法人  
・公演施設の維持・充実  
・鑑賞機会の確保

伝統芸能の保存・継承  
地域文化の振興・活性化





### 3. その他

#### (1) 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置【所得税等】

高等学校等就学支援金について、令和5年4月から、支給年度の途中に家計が急変した世帯の生徒等に対しても、就学支援金を支給することとする制度改正に伴い、これらの対象者についても公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置を講じる。

#### (2) 出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う税制上の所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【所得税等】

私立学校教職員共済制度における出産費及び家族出産費に係る支給額を見直す場合において、令和5年度以降の増額部分についても、現行制度と同様に公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置を講じる。

#### (3) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（厚生労働省、財務省、総務省等<sup>(※)</sup>との共同要望）【法人税等】

※「等」は、農林水産省、経済産業省及び金融庁

退職等年金給付の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、令和4年度末まで課税が凍結されている退職等年金給付の積立金に対する特別法人税を撤廃する。または、撤廃に至るまで、課税停止措置の延長を行う。

#### (4) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置【法人税等】

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）等に基づき、大学等の機能強化に向けた資金の交付など独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務を見直すことに伴い、関連の法改正を前提に、これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置を継続する。

#### (5) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置【法人税等】

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」）が設置する次世代放射光施設（NanoTerasu）を、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の対象施設とし、量研の業務に「施設の維持管理や共用等」を追加する法改正後も、これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置を継続する。

**(6) 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置（復興庁等<sup>(※)</sup>との共同要望)【法人税等】**

※「等」は、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省

令和5年4月の福島国際研究教育機構の設立に伴い、当該機構の円滑な設立及び運営が可能となるよう、税制上の所要の措置を講じる。